



『平成27年度税制改正で“生命保険契約等の契約者変更”』の内容について説明してもらう前に、まず、生命保険の契約者(保険料負担者)による課税関係を教えてください。



### 死亡保険金、満期保険金にかかる税金

生命保険を契約するときに、誰が保険料負担者か、誰が保険の対象者＝被保険者、誰が死亡保険金、満期保険金を受け取るかで相続税、所得税、贈与税のいずれかになります。

契約者 (保険料負担)		夫
被保険者		夫
死亡保険金 受取人	 	妻 or 子

①

契約者(保険料負担者)：夫  
被保険者：夫  
死亡保険金受取人：妻or子供

相続税として  
課税されます。




契約者 (保険料負担)		夫
被保険者		妻
死亡保険金 満期保険金 受取人		夫

②

契約者(保険料負担者)：夫  
被保険者：妻  
死亡保険金、満期保険金受取人：夫

一時所得として  
課税されます。






契約者 (保険料負担)		夫
被保険者		妻
死亡保険金 満期保険金 受取人		子

③

契約者(保険料負担者)：夫  
被保険者：妻  
死亡保険金、満期保険金受取人：子供

贈与税として  
課税されます




## 個人年金保険金にかかる税金

契約者 (保険料負担)		夫
被保険者		夫
年金保険金 受取人		夫

④

契約者(保険料負担者)：夫  
被保険者：夫  
年金受取人：夫

所得税(雑所得)  
として課税され  
ます。

契約者 (保険料負担)		夫
被保険者		妻
年金保険金 受取人		妻

⑤

契約者(保険料負担者)：夫  
被保険者：妻  
年金受取人：妻

贈与税として  
課税されます



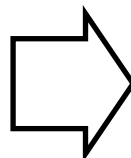
いままでは支払調書に“生命保険契約等の契約者変更”は記載されていなかったのですか？



生命保険会社は税務署に提出する支払調書に、

- ・ 保険契約者、被保険者、保険金受取人、払込保険料などを記載します。
- ・ 以上の契約者情報で税務署はどの税金をかけるかわかります。
- ・ ところが生命保険会社が支払調書に記載する契約者は**保険金支払時の最終契約者(保険料負担者)**なのです。
- ・ 例えば、前頁の③の場合の契約者(保険料負担者)：夫、被保険者：妻、死亡保険金、満期保険金受取人：子供の場合は贈与税が課税されます。
- ・ 贈与税は税率が高いので、保険金支払いの**直前に契約者(保険料負担者)を子供に変更してしまいます**。そうすれば一時所得になります。贈与税より課税額が減ります。
- ・ そこで、平成27年度の税制改正で、**保険契約の契約者変更があったら保険金支払時の契約者(保険料負担主)の払込保険料等を別に記載**します。

契約者 (保険料負担)		夫
被保険者		妻
死亡保険金 満期保険金 受取人		子



契約者 (保険料負担)		子
被保険者		母
死亡保険金 満期保険金 受取人		子

贈与税

所得税(一時所得)



支払調書に記載されるのが“保険金支払時の最終契約者(保険料負担者)”から保険契約の契約者変更があったら“保険金支払時の契約者(保険料負担主)の払込保険料等”を別に記載すると課税関係はどうなるのですか?



**契約例**：10年満期の養老保険、満期金500万円

・1年目～5年目

契約者(保険料負担者)：夫

被保険者：妻

満期金受取人：子供

・6年目～10年目

契約者(保険料負担者)：子供

被保険者：母

満期金受取人：子供

この場合に

- ・1年目から5年目までの満期金500万円の半分250万円に贈与税がかかります。子供は贈与税を払います。
- ・6年目から10年目までの満期金500万円の半分250万円に所得税(一時所得)がかかります。子供は一時所得を計算して他の所得と合算して税額を計算します。



いつからこの改正は適用されるのですか?



平成30年1月1日以後の生命保険契約から適用されます。